

ケーススタディ④  
**岐阜県郡上市**における検討状況

---

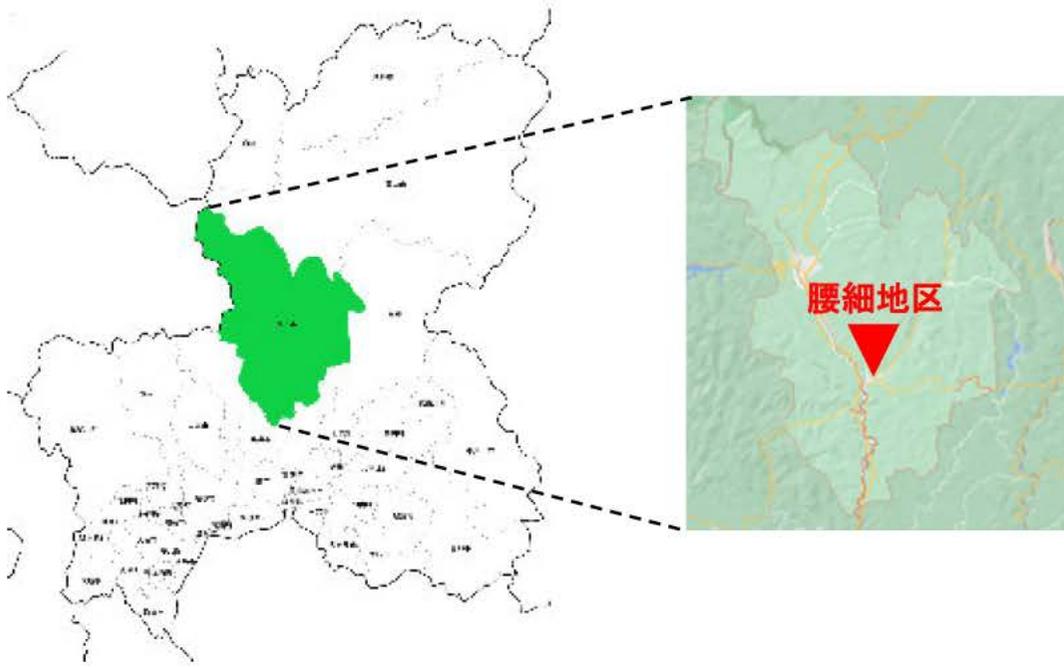
令和3年11月



# 郡上市の概要

- 郡上市には、約9万2千haの森林があり、その8割（約7万5千ha）が私有林。このうち人工林は約4万haを占めており、整備・保全が重要な課題となっている。
- 市では管内の森林を、木材生産を目的とした「木材生産林」と公益的機能を重視した「環境保全林」にゾーニング。「環境保全林」のうち山地災害リスクが高い地区を優先し、市自ら間伐を実施していくことで森林経営管理制度の運用を進めている。

## ■ 郡上市及び腰細地区の位置

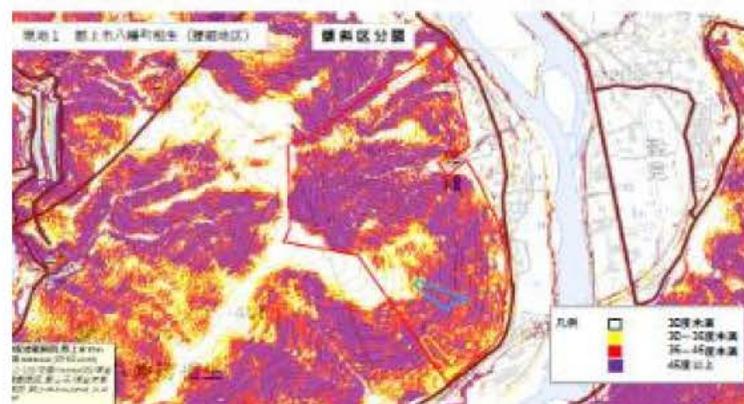


## ■ 腰細地区をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がない
- 傾斜35度以上の森林が多く存在
- 下方には集落や県道、鉄道、下水処理場があり、倒木や土砂流出により集落等に被害を与える可能性を考え、森林所有者が伐採を強く望んでいる

# 腰細地区における取組状況

- 令和2年度に意向調査を実施（23ha | 37筆 | 31名分）。宛先不明はなく、調査箇所全てで集積計画を策定すべく、現在（令和3年10月時点）は境界確定の作業中。
- 調査箇所内に含まれる共有林2筆については、探索を行っているところであり、住民票や戸籍謄本を確認するほか、今後、他の市町村にも公用請求する予定。
- 特に共有林については、下方にインフラ施設等があり、森林整備による環境改善を早急に実施したい考え。

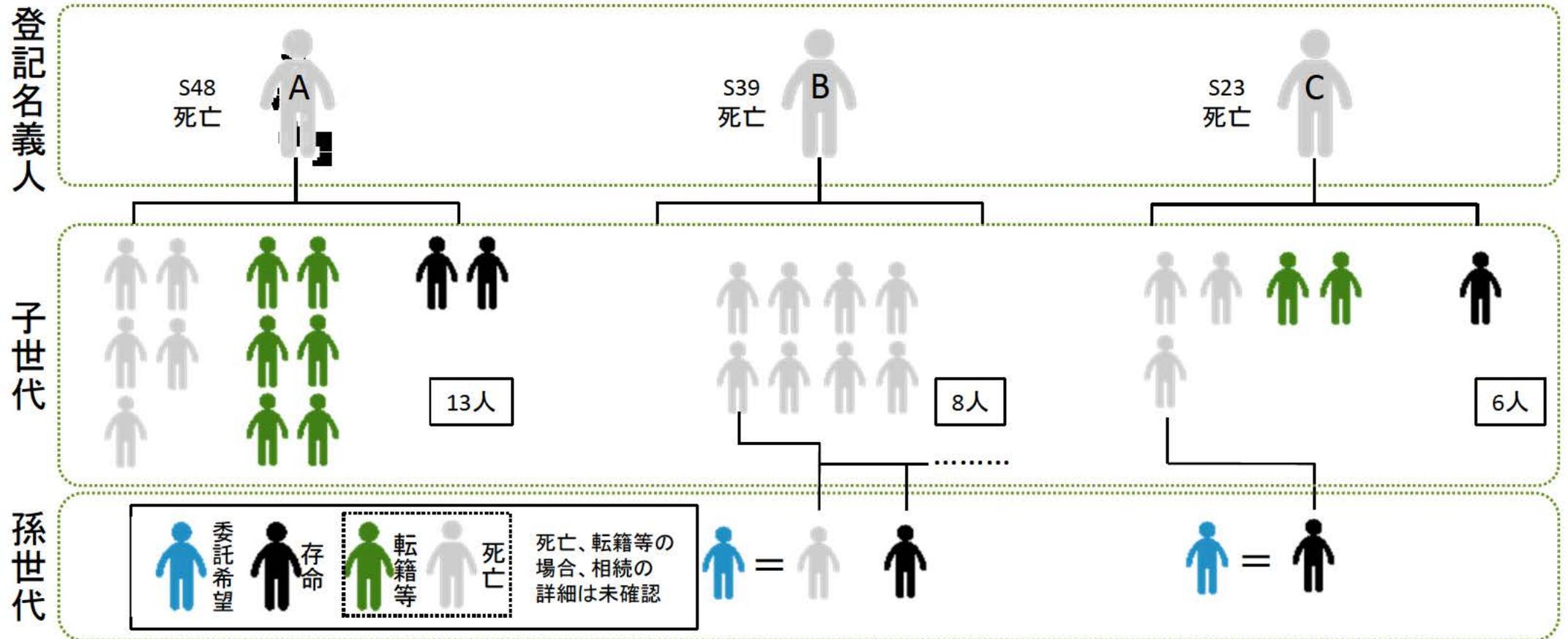


共有林②の下方に  
県道や鉄道がある。  
急傾斜地であり、  
倒木や土砂流出の  
恐れを踏まえて林  
縁の広葉樹の伐採  
をしたい。



# 共有者不明森林への対応状況（共有林①）

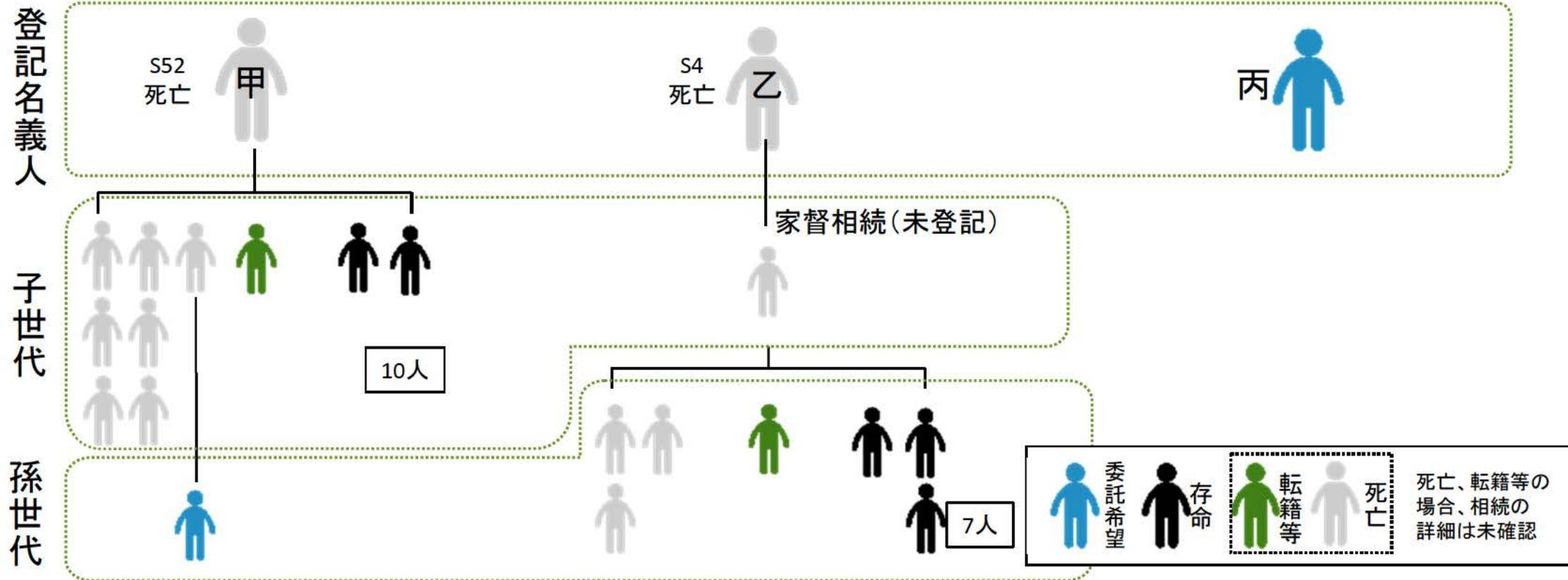
- 登記名義人は大正期に売買で取得したA, B, C。相続登記がされず数次相続が発生。
- Aの13名の子のうち11名は死亡又は転籍・分家。2名は存命。
- Bの8名の子は全て死亡。孫1名（死亡）の配偶者が委託を希望。
- Cの6名の子のうち5名は死亡又は不明、転籍、1名は存命。孫1名の配偶者が委託を希望。
- いずれも転籍、死亡、分家している登記名義人の子、孫の世代の所有者探索は未実施。



※所有者探索している段階の為、共有者が不明であることを仮定として「共有者不明林」とした

# 共有者不明森林への対応状況（共有林②）

- 登記名義人は大正期に家督相続で取得した甲、明治期に売買で取得した乙、平成期に相続登記をした丙の3名。
- 甲の10名の子のうち、7名は死亡、1名は転籍、2名は存命。甲の孫1名が委託を希望。
- 乙は家督相続（未登記）しており、その子（乙の孫）7名のうち4名は死亡又は不明、3名は存命。
- 丙は存命で市へ委託を希望。
- いずれも転籍、死亡、分家している登記名義人の子、孫の世代の所有者探索は未実施。



※所有者探索している段階の為、共有者が不明であることを仮定として「共有者不明林」とした

# 市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が35度以上の森林が多く存在し、0次谷も多く見られ、山地災害のリスクが高く、周囲の森林と一体的に整備を進めていきたい。
- 共有林の所有者としても、被害を及ぼさないよう伐採を強く望んでいることから、市森林整備計画に基づき市自ら切捨て間伐や除伐を進めていきたい。

## ■ 周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要

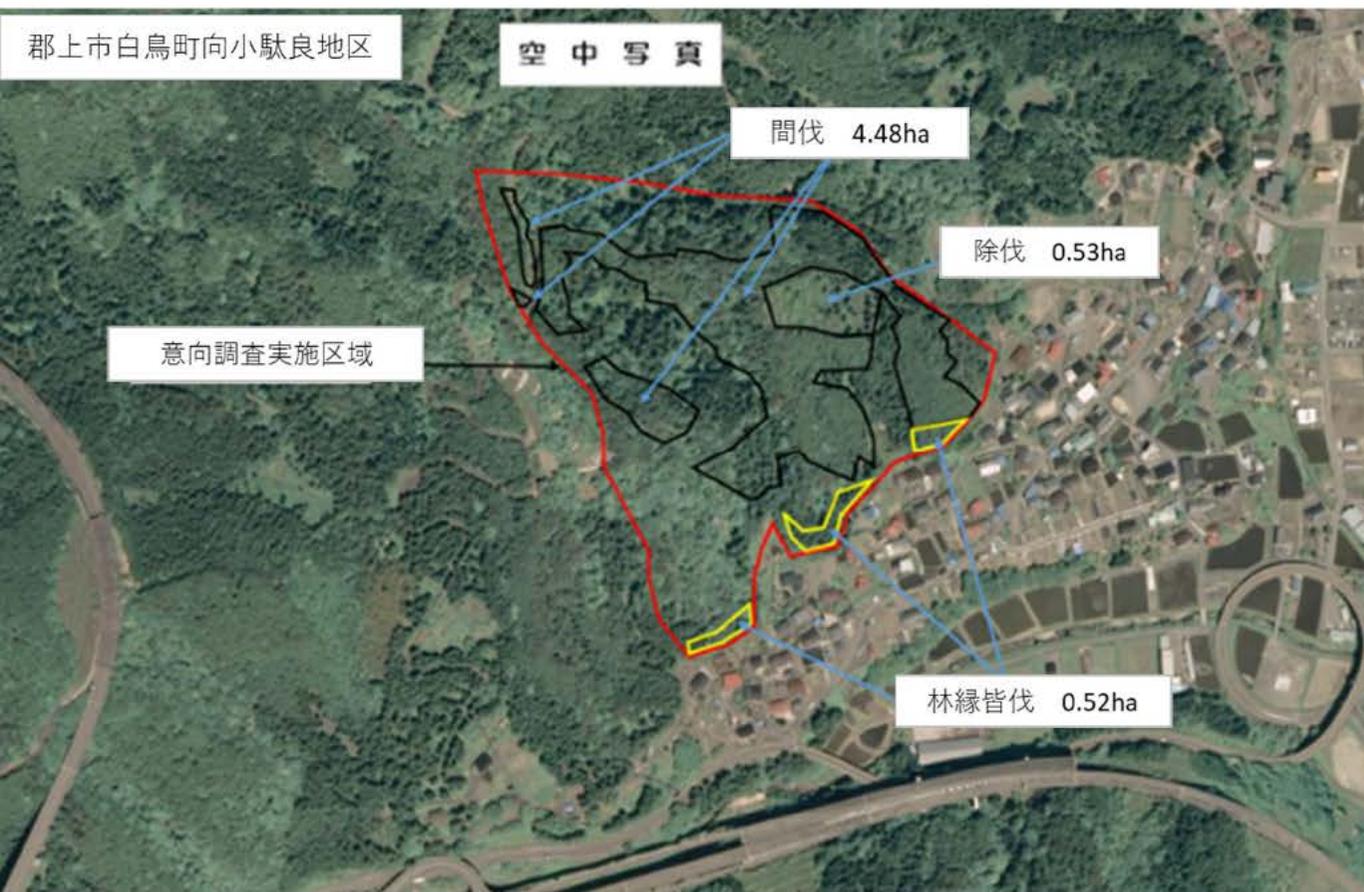
事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	次の施業を1回以上、年1回の巡視 ・スギ・ヒノキ人工林：間伐 ・広葉樹林：除伐 ※ 「民家等に隣接し倒木による被害を及ぼすおそれのある立木の伐採」も実施
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

## ■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
10年間
左記と同様の施業を1回以上、年1回の巡視
市町村が全額負担
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

# 向小駄良地区（市森林経営管理事業実施箇所）における取組状況①

- 令和元年に当該地区の意向調査を実施
- 特に民家に近く、過去の土砂災害により防災意識が高い地区
- 令和元年度、令和2年度に集積計画を策定済み（32筆、14.49ha）
- 市自ら間伐、除伐、林縁部の皆伐、侵入竹の除去を実施



間伐前の林内



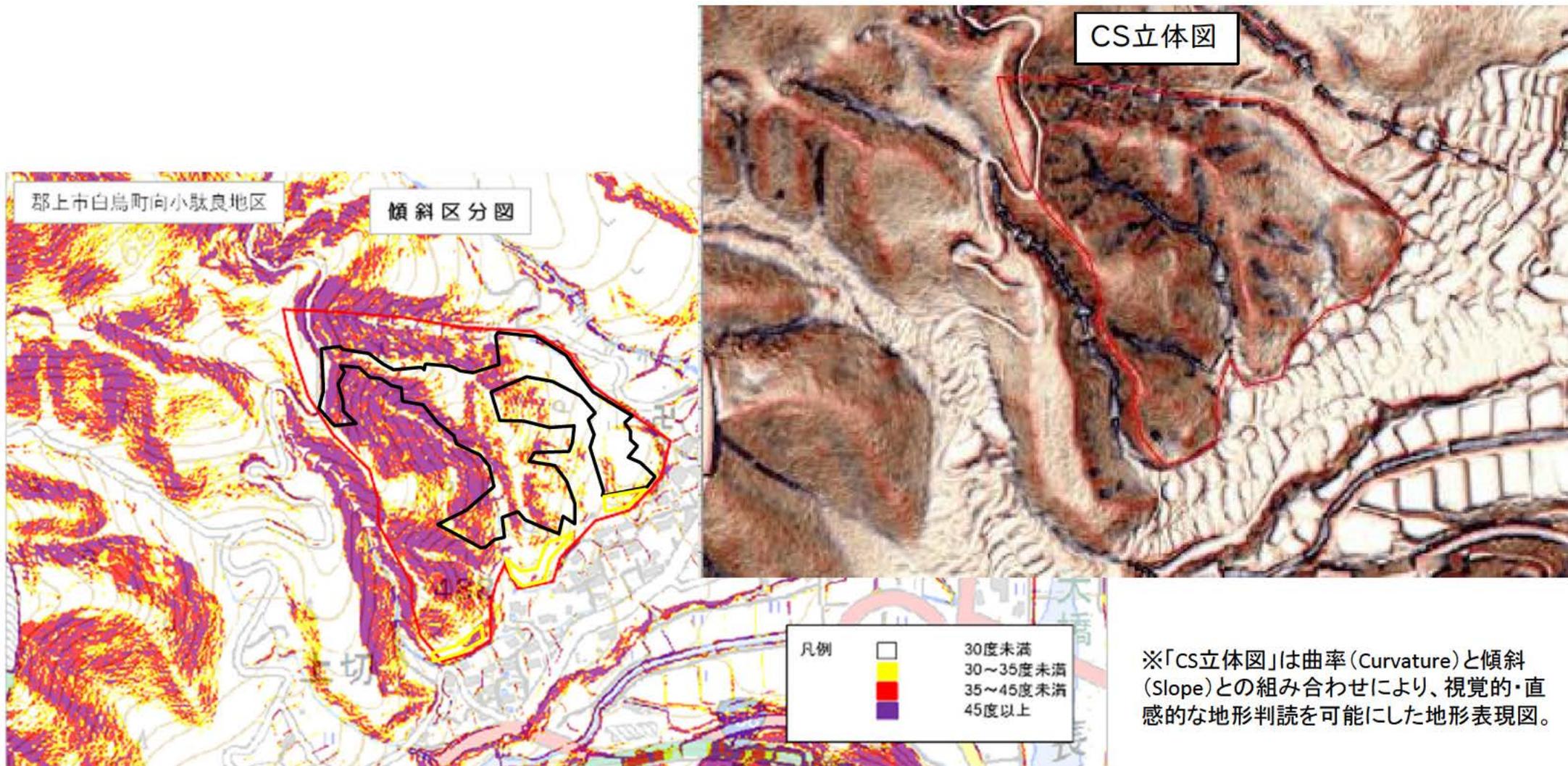
民家に隣接した高木



間伐後の林内

# 向小駄良地区（市森林経営管理事業実施箇所）における取組状況②

- CS立体図※から谷地形や浸食の状況、傾斜区分図から急峻な地形が確認できる
- 集積計画策定後、境界明確化を実施し、現地調査結果に基づいて管理方法を検討



※「CS立体図」は曲率(Curvature)と傾斜(Slope)との組み合わせにより、視覚的・直感的な地形判読を可能にした地形表現図。

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 本件では登記名義人が合計6名、その相続人は40人以上に及んでいる。この場合、探索の合理化について何か手法は考えられないか。
2. 今回の対象林分は、倒木等により、県道や鉄道に被害を与える可能性がある状況。仮に相続人の探索の結果、不明者が出た場合、共有者不明の特例を使うという考え方はあって良いか。
3. 特例を使うことが難しい場合、どのような対応が考えられるか。
4. 現地の状況に照らして、共有地1と共有地2はどちらについて優先的に対応すべきか。
5. 仮に特例を使って伐採する場合、相続登記を完了した所有者が望むとおり、県道や鉄道といった保全対象に隣接した林縁部の広葉樹を全て伐採することは可能か。また、それが難しい場合には、保全対象に影響を与えるおそれがある形質不良木（危険木）に限定し伐採するならばどうか。さらに、こうした伐採を実施することで、逆に土砂の崩壊等の災害を招来するおそれはないか。また、それ以外の方法で伐採する場合、どのような伐採方法が考えられるか。
6. 今回の現地検討対象となっている箇所はヒノキ林並びにヒノキ及び広葉樹の混交林であるが、今後経営管理を行うに当たってどのような施業を行うことが望ましいか。